

令和7年度「UJI ターン人材確保支援オンライン事業」企画・運營業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度「UJI ターン人材確保支援オンライン事業」企画・運營業務

2 委託者

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議（事務局：佐賀県産業労働部産業人材課）

3 事業目的

若い世代で大都市圏から地方への関心が高まっていることに加え、県内の有効求人倍率も高い水準で推移し、県内企業の人材不足が深刻化していることから、県内就職者の増加及び県内産業の活性化を図るため、UJI ターン人材確保の取組を行う。

本事業では、佐賀県で働き暮らすことの素晴らしさや自身の経験や学びを活かして働くイメージが持てるような情報を参加者に提供することで、県内企業への就職意識の向上及び求職者と県内企業のよりの確なマッチングにつなげる。

また、幅広い層・エリアの参加が可能となるよう、オンラインでの実施とする。

4 事業概要

県内企業の仕事紹介や県内企業の魅力を伝えるため、UJI ターン経験者との交流など、県内就職を増やすためのイベントを実施する。

実施方法：オンライン方式にて行う。（参加しやすいオンラインツールを利用すること）

なお、イベントの内容については参加者と企業双方のニーズを踏まえ、事業効果を最大化できるイベントの実施方法を提案すること。

参加対象者：佐賀へのUJI ターン希望者

目標出展企業数：10社程度

目標参加者数：50名程度

想定内容：参加者が、佐賀県で働くこと・暮らすことの素晴らしさ及び県内企業の魅力を感じ、県内就職への後押しとなるもの

開催時期：令和8年1月

（具体的な開催日時については契約締結後、委託者と協議の上決定する。）

5 委託業務の内容

次に掲げる企画・運営・広報等一切の業務を行うこととし、「3 事業目的」の達成に向けた、具体的な提案を盛り込むこと。また、企画については、本事業の目的の達成を意識した内容とすること。

（1）出展企業の募集・受付・調整・連絡等

・出展企業は、佐賀県内に事業所を有する企業等（企業及び団体等）を公募し、受付を行うこと。

・公募を行う際は、イベントの実施前に県が行う「採用力強化支援事業」へ原則参加する必要があることを周知すること。

○採用力強化事業・・・県内企業に対して、高校生、大卒、UJI ターンなど「ターゲットごと」や対面・オンラインと
いった「シーンごと」に最適な訴求ができるよう、セミナー開催や個別支援を実施し、採用
力を強化することで、各就職イベントの効果を高め、県内就職向上を図る。

- ・委託者と協議の上、出展企業を決定すること。
- ・出展企業に対し、実施当日に向けた諸連絡を適宜行うこと。
- ・参加者と企業の双方が密にやり取りができるよう配慮し、配信会場が必要な場合は、会場を確保すること。

(2) 広報の実施

目標参加者数を達成できるよう、イベント対象者の参加促進に結びつく手段や内容、効果等を考慮し、複数の
の手段を検討し、企画・実施すること。以下の内容を参考に実施すること。

- ・興味や参加意欲に最大限訴求するようなワードや情報を用いた、広報物（チラシ等）を作成する。
- ・WEB サイト上（「さがジョブナビ」を含む複数サイト）等での広報や、対象者が利用する場所へ広報物を設
置する。
- ・対象者に直接アプローチし、参加を促せる手段を講じる。

(3) イベント企画の実施・運営

以下の点を踏まえ、企画し、実施すること。

なお、イベント参加者に対し、県が実施する他のイベント告知や、県が運営する「さがジョブナビ」の登録利用案
内を併せて実施すること。

- ・参加者が、自身のキャリアを活かした働き方がイメージできることに加え、佐賀で働くこと・暮らすことの素晴らし
さ・魅力が伝わる内容とすること。
- ・具体的な職種や仕事内容等企業の良さを伝えられるようにすること。
- ・参加者が企業へ個別相談を行う機会をつくること。
- ・参加者と同様の経歴をもつ、UJI ターン経験者等との交流の機会をつくること。
- ・参加促進されるようイベント名・内容の工夫をすること。

(4) アンケートの実施（効果測定）

参加者及び出展企業に対し、アンケートを実施する。アンケートの内容に関しては委託者と協議し決定する。
アンケート結果を集計・分析ののち、データを委託者へ納品する。

6 実施体制及び要員の確保

本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を1名配置し、適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行
い、事業の円滑な推進を図ること。打合せを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出すること。

7 委託期間

委託契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

8 報告書の作成

本業務委託によって制作された以下のものについては、成果物として委託者へ提出すること

- (1) 業務委託実績報告書（参加者数・企業別訪問者数の把握、参加者・出展企業向けのアンケート等を
集計したものを含む）
- (2) 本業務において作成した資料（動画・画像、広報媒体のデータ、開催関連資料、参加者データ等）

(3) その他委託者と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

9 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行うこと。
- (2) 労働関係法令を含む各種法令等を遵守すること。
- (3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」に基づく「佐賀県職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に規定された合理的配慮を誠実に行うこととし、その合理的配慮を怠ることによって、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。
- (4) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（委託者及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- (5) 受託者が本委託業務において制作したデータ、デザイン、写真、イラスト及び文章等一切の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、委託者と協議するものとする。
- (6) 受託者は、委託者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、委託者より請求があったときは速やかに委託者の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。
- (8) 本委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととする。
- (9) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、委託者と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、委託者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (11) 仕様書について疑義が生じた場合については、委託者と受注者が協議して定めるものとする。
- (12) 委託者との協議により、委託契約締結後、実施内容について変更を協議することがある。